

新たな解体工事の技術者資格について

1. 解体工事の適正な施工確保に関する検討会 中間とりまとめの概要

【新たな解体工事における監理技術者の資格等】

- ・ 1級土木施工管理技士
- ・ 1級建築施工管理技士
- ・ 技術士
- ・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、
元請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の指
導監督的な実務経験を有する者

【新たな解体工事における主任技術者の資格等】

上記、監理技術者の資格に加え、

- ・ 2級土木施工管理技士（土木）
- ・ 2級建築施工管理技士（建築、躯体）
- ・ とび技能士（1級、2級）
- ・ 建設リサイクル法の登録試験である解体工事施工技士
- ・ 大卒（指定学科）3年以上、高卒（指定学科）5年以上、
その他10年以上の実務経験

※1 土木施工管理技士、建築施工管理技士、技術士における既存資格者につ
いては解体工事の実務経験や関連講習の受講など施工能力の確認が必要

※2 実務経験年数の取扱いについては別紙1を参照

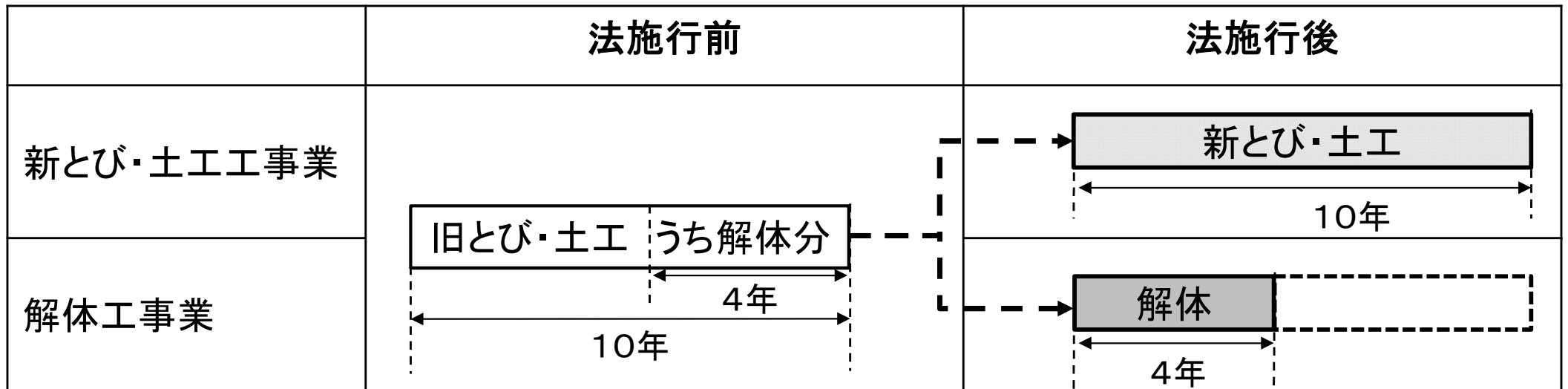
2. スケジュール及び経過措置

解体工事業を新設する施行日は平成28年6月とする
予定。とび・土工工事業の既存資格者に対しては経過措
置をおくこととし（別紙2）、その期間は平成33年3月末
までとする予定。

解体工事の実務経験年数について

法施行前後のとび・土工工事及び解体工事の実務経験年数の取扱い

- ◆新とび・土工工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数とする。
- ◆解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数※とする。



※解体工事の実務経験年数の算出については、請負契約書で工期を確認し、解体工事の実務経験年数とする。その際、1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とする。

解体工事の許可と技術者資格について

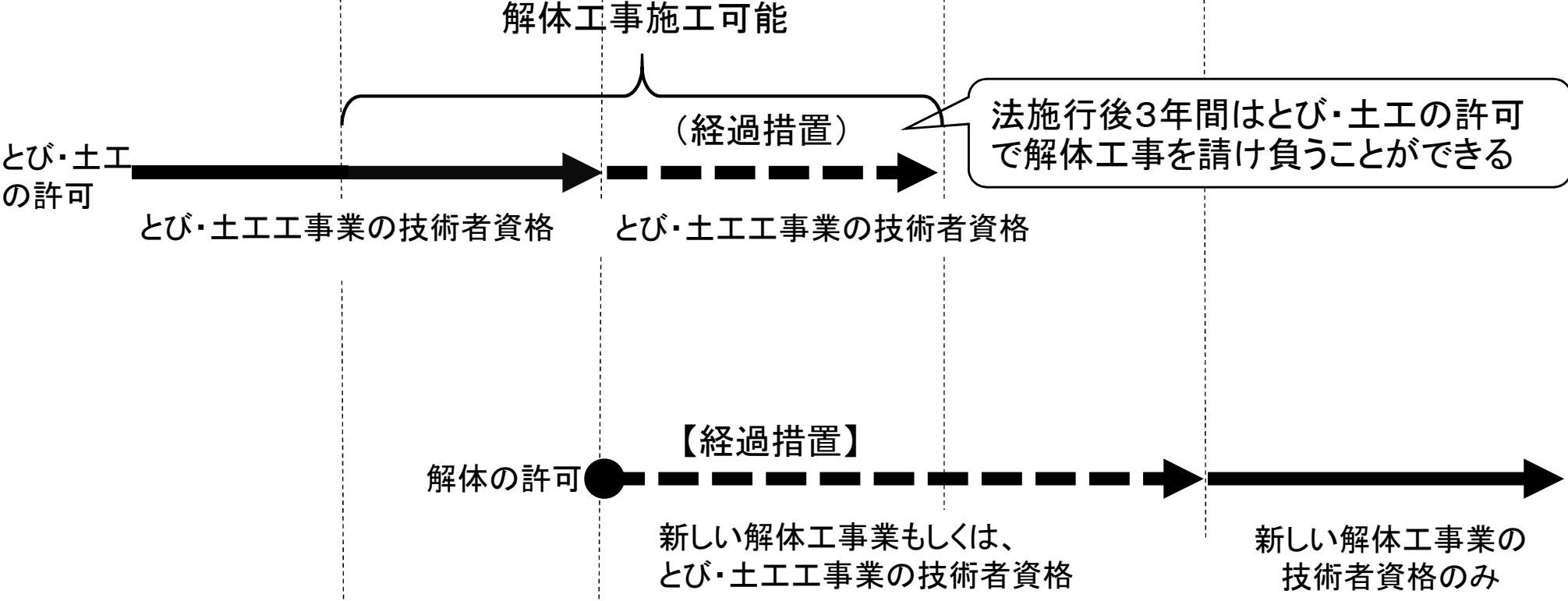
法公布 (H26.6)

法施行 (H28.6)

(H31.6)

(H33.3)

経過措置



経過措置として法施行後5年間は、とび・土工の技術者(既存の者に限る)で解体工事の許可が認められる。